

麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律の施行に伴う麻薬向精神薬原料の通関の際の取扱いについて

平成 4 年 6 月 23 日蔵関 628 号
改正 平成 9 年 9 月 29 日蔵関 828 号
改正 平成 13 年 1 月 6 日財関第 4 号

標記のことについて、別添のとおり厚生省薬務局長から依頼があったので、平成 4 年 7 月 1 日からこれにより実施されたい。

別添

平成 4 年 6 月 17 日薬発第 548 号
改正 平成 9 年 6 月 4 日薬発第 735 号
改正 平成 12 年 12 月 4 日医薬発第 1239 号

大蔵省関税局長 穀

厚生省薬務局長
麻薬向精神薬原料の輸出入監視協力方依頼について

麻薬、向精神薬、あへん、大麻及び覚せい剤原料の輸出入監視につきましては、貴局及び税関当局の御協力を得て多大の実効を上げてきたところでありますが、今般、麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律（平成 3 年法律第 93 号）の施行（本年 7 月 1 日）に伴い、麻薬向精神薬原料（同法別表第 4 に掲げる物品をいう。）の輸出入に関する規制が新たに実施されることとなります。

つきましては、この法律が施行される 7 月 1 日より、麻薬向精神薬原料の輸入又は輸出の申告及び通関の際における取扱いについては下記によられたく、特段の御配慮をお願いします。

なお、この通知において、改正後の麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）を「法」と、改正後の麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和 28 年政令第 57 号）を「施行令」と、改正後の麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 14 号）を「施行規則」とそれぞれ略称します。

記

1. 麻薬向精神薬原料を輸入する場合

- (1) 麻薬等原料輸入業者が施行令第 8 条の 2 に規定する麻薬向精神薬原料を輸入する場合

麻薬等原料輸入業者が法第 50 条の 29 の規定に基づき施行令第 8 条の 2 に規定する

麻薬向精神薬原料の輸入を届け出た場合は、地方厚生（支）局麻薬取締部において「麻薬向精神薬原料輸入届」（施行規則別記第 39 号様式）の副本に受理印を押印したものを届出者に返戻するので、当該書面をもって関税法第 70 条に規定する他法令の証明とされたいこと。

(2) 麻薬等原料輸入業者が施行令第 8 条の 2 に規定する献薬向精神薬原料以外の麻薬向精神薬原料を輸入する場合

麻薬等原料輸入業者の業務の届出の際に、地方厚生（支）局麻薬取締部長から届出者に対し「麻薬等原料輸入業者業務届受理証明書」（別添様式）を発行し、以後同証明書は 5 年毎に、麻薬等原料輸入業者の証明願に基づき、交付することとするので、麻薬等原料輸入業者が施行令第 8 条の 2 に規定する麻薬向精神薬原料以外の麻薬向精神薬原料を輸入する場合は、当該証明書をもって関税法第 70 条に規定する他法令の証明書とされたいこと。

なお、当該証明書の交付については、現行の地区麻薬取締官事務所長発行の証明書の有効期間の満了に伴い順次行うこととしていることから、平成 18 年 6 月 30 日までは、地区麻薬取締官事務所長発行の証明書、及び平成 13 年 6 月 30 日までの有効期間を有する薬務局麻薬課長発行の証明書も併せて関税法第 70 条に規定する他法令の証明とされたいこと。

(3) 麻薬等原料輸入業者以外の者が麻薬向精神薬原料を輸入する場合

麻薬等原料輸入業者以外の者が施行規則第 45 条の 5 で定める量を超える麻薬向精神薬原料について法第 50 条の 31 の規定に基づき輸入を届け出た場合は、地方厚生（支）麻薬取締部において「麻薬向精神薬原料輸入届」（施行規則別記第 39 号様式）の副本に受理印を押印したものを届出者に返戻するので、当該書面をもって関税法第 70 条に規定する他法令の証明とされたいこと。

2. 麻薬向精神薬原料を輸出する場合

(1) 麻薬等原料輸出業者が施行令第 8 条の 3 に規定する麻薬向精神薬原料を輸出する場合

麻薬等原料輸出業者が法第 50 条の 30 の規定に基づき、施行令第 8 条の 3 に規定する麻薬向精神薬原料の輸出を届け出た場合は、地方厚生（支）局麻薬取締部において「麻薬向精神薬原料輸出届」（施行規則別記第 39 号様式）の副本に受理印を押印したものを届出者に返戻するので、当該書面をもって関税法第 70 条に規定する他法令の証明とされたいこと。

(2) 麻薬等原料輸出業者が施行令第 8 条の 3 に規定する麻薬向精神薬原料以外の麻薬向精神薬原料を輸出する場合

麻薬等原料輸出業者の業務の届出の際に、地方厚生（支）局麻薬取締部長から届出者に対し「麻薬等原料輸出業者業務届受理証明書」（別添様式）を発行し、以後同証明書は 5 年毎に、麻薬等原料輸出業者の証明願に基づき、交付することとするので、麻

薬等原料輸山業者が施行令第 8 条の 3 に規定する麻薬向精神薬原料以外の麻薬向精神薬原料を輸出する場合は、当該証明書をもって関税法第 70 条に規定する他法令の証明とされたいこと。

なお、当該証明書の交付については、現行の地区麻薬取締官事務所長発行の証明書の有効期間の満了に伴い順次行うこととしていることから、平成 18 年 6 月 30 日までは、地区麻薬取締官事務所長発行の証明書、及び平成 13 年 6 月 30 日までの有効期間を有する薬務局麻薬課長発行の証明書も併せて関税法第 70 条に規定する他法令の証明とされたいこと。

(3) 麻薬等原料輸出業者以外の者が麻薬向精神薬原料を輸出する場合

麻薬等原料輸出業者以外の者が施行規則第 45 条の 5 で定める量を超える麻薬向精神薬原料について法第 50 条の 32 の規定に基づき輸出を届け出た場合は、地方厚生（支）局麻薬取締部において「麻薬向精神薬原料輸出届」（施行規則別記第 39 号様式）の副本に受理印を押印したものを届出者に返戻するので、当該書面をもって関税法第 70 条に規定する他法令の証明とされたいこと。

3. その他

上記の税関における確認に当たり、疑義が生じたときには、その都度税関より地方厚生（支）局麻薬取締部あて照会されたいこと。

別添様式

第	号	
		麻薬等原料輸入(輸出) 業者業務届受理証明書
業務届出年月日		平成 年 月 日
営業者の種類		
所在地		
麻薬等原料営業所 名称		
住所		
氏名又は名称		
取り扱う麻薬向精神薬原料の品名		
以上のとおり麻薬向精神薬原料の輸入(輸出)の業務を届け出た者であることを証明する。		
		年 月 日まで有効
		年 月 日
		地方厚生(支)局麻薬取締部長

(

注意) 本証明書は、有効期間満了時及び麻薬向精神薬原料に関する業務を変更・廃止しようとする時には、直ちに返納すること。